

# 第1章 総論

## I はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間

## II 教育を取り巻く社会の動向

## III 第2期計画の検証と今後の北本の教育課題や要点

- 1 第2期計画の達成状況と検証
- 2 今後の北本の教育課題や要点

## IV 北本の教育の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標

## I はじめに

### 1 計画策定の趣旨

教育の根本的な理念や原則を定める教育基本法が平成18年（2006年）12月に改正されました。改正前の教育基本法に引き続き、個人の尊厳を重んずることを宣言するとともに、新しい文化の創造を目指す教育を推進するため、新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」について規定され、今後重視すべき教育の目標と理念について明確に示されました。同時に、これらの目標と理念の実現に向け、国は教育振興基本計画を策定するとともに、地方公共団体においても、地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないことが規定されました。

このため、改正教育基本法に基づく国や埼玉県教育振興基本計画の策定を受け、北本市においても、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、平成25年（2013年）3月に北本市教育振興基本計画（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

第1期計画では、おおむね10年先を見通し、北本市の教育が目指す基本理念として、「共に学び 未来を拓く 北本の教育」を掲げ、教育環境の充実や様々な教育課題に取り組むための5つの基本目標を定めるとともに、その目標を達成するための施策と具体的な取組について体系化し、「学校施設の耐震・大規模改修の推進」、「放課後子ども教室事業の推進」、「市民大学きたもと学苑の充実」など、北本市の教育の振興のための取組を推進してきました。第2期では第1期計画の達成状況を振り返り、その成果や課題を明らかにするとともに、国及び埼玉県の第2期教育振興基本計画を参酌し、少子高齢化やグローバル化など、教育を取り巻く社会の動向等を踏まえ、中長期的な視点に立って、今後5年間に取り組む北本市の教育の基本目標と施策の体系について示しました。

こうした中、第2期計画が令和4年度末に終了することから、令和5年度を計画初年度とする第3期の北本市教育振興基本計画について定めるものです。

第3期計画では、第2期計画の達成状況を振り返り、その成果や課題を明らかにするとともに、少子高齢化・人口減少の進展、あるいはグローバル化やICTの普及・発達など、今後予想される教育を取り巻く社会の動向等を踏まえ、中長期的な視点に立って、今後5年間に取り組む北本市の教育の基本目標と施策の体系について示すものです。

## 2 計画の性格

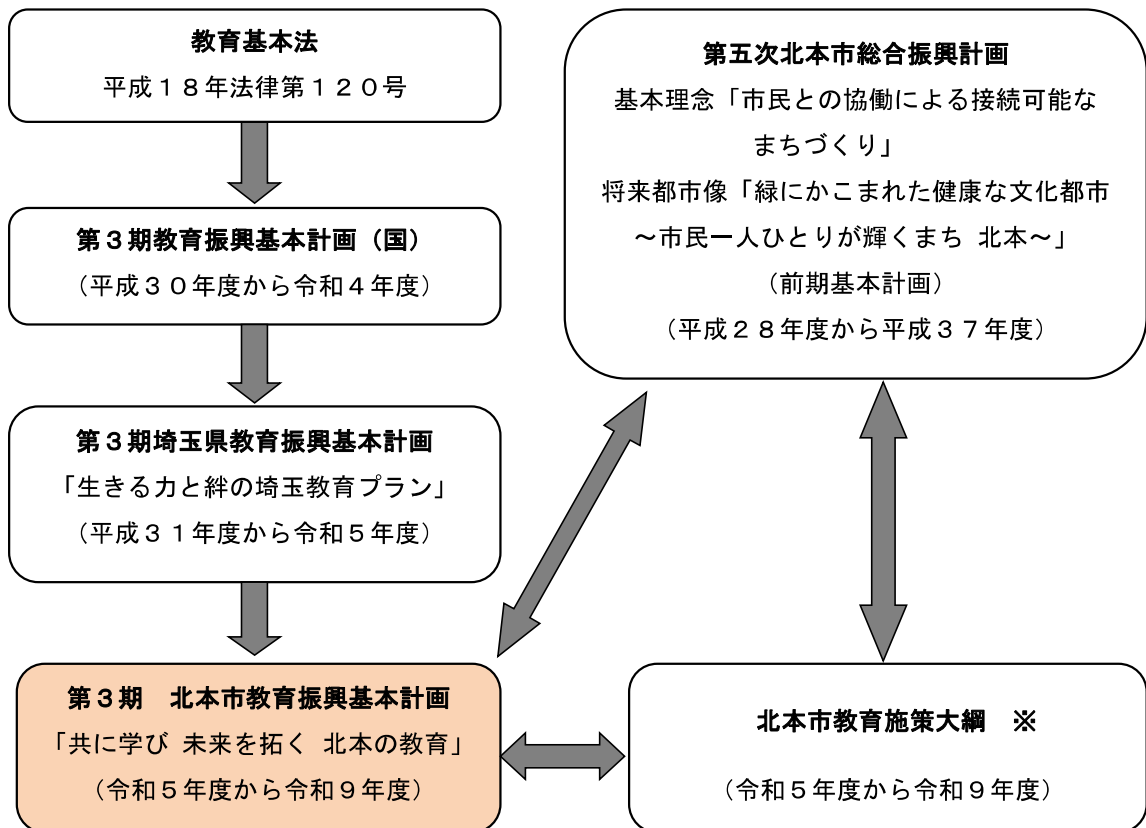
### (1) 北本市の教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、平成30年6月に策定された国の第3期教育振興基本計画（平成30～令和4年度）及び平成26年6月に策定された第3期埼玉県教育振興基本計画（平成31～令和5年度）を参酌しながら、北本市教育の振興を図るために定める基本的な計画です。

### (2) 「第五次北本市総合振興計画」を踏まえた教育分野の計画

北本市全般の総合的な計画である「第五次北本市総合振興計画」<sup>\*</sup>を踏まえた、教育行政分野における計画です。

#### <計画の関連図>



※「北本市教育施策大綱」とは、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方として、市長と教育委員会が総合教育会議において協議して定めるものです。

### 3 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間です。

[参考]

教育基本法 抜粋

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## II 教育を取り巻く社会の動向

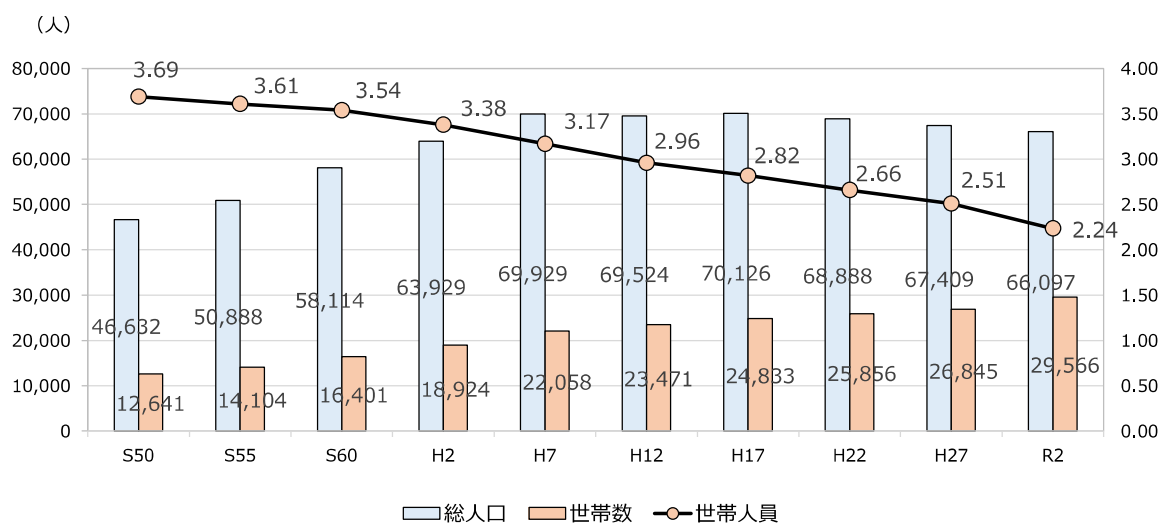
教育を取り巻く社会の動向として、(1) 人口構造の変化と経済格差の拡大、(2) 地球規模の問題の進行、(3) グローバル化及びICTの普及・発達、(4) 子供をめぐる状況の変化、(5) 地域におけるコミュニケーションの希薄化、(6) 教員に求められる役割の増大が挙げられます。

### (1) 人口構造の変化と経済格差の拡大

わが国の少子高齢化・人口減少の急速な進行は未だ回復の兆しを見せず、少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化により、経済規模の縮小や社会保障費の増大などが懸念されています。

北本市においても、2018年(令和1年)から2028年までの間に、総人口が9.5%減少することが見込まれ、その一方で、高齢化率については、2018年の31.6%から、2028年には35.7%に増加する見込みとなり、国や県と同様に、少子高齢化・人口減少が急速に進んでいく見通しです。

また、雇用情勢については、正規雇用者数が横ばいで推移する中、非正規雇用者数が年々増加しています。こうした状況の中で、経済的格差による子供の貧困が大きな課題となっています。



## (2) 地球規模の問題の進行

グローバル化<sup>\*</sup>の進展に伴い、世界の国々との相互依存関係は急速に高まっています。貧困や紛争、人権の抑圧、新型コロナウイルス感染症を始めとする様々な感染症や、環境問題とこれに伴う自然災害への影響などの課題が地球規模で増大しており、一国のみではなく国際社会全体として、協力して取り組むことが求められています。

## (3) グローバル化及びICTの普及・発達

グローバル化や飛躍的なICT<sup>\*</sup>(情報通信技術)の普及・発達に伴い、人・情報・経済・様々な文化・価値観などが国境を越えて流動化し、変化の激しい社会に移行しています。

特に、スマートフォンの普及とあわせて利用者が急増するメッセージングアプリの活用や、SNS<sup>\*</sup>(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などの活用による生活に密着した情報の発信や利用は、かつてないスピードで進んでおり、これらICT化の目覚ましい進歩は、グローバル化を進展させる大きな要因となるとともに、経済構造に変化をもたらしつつあります。

こうした、グローバル化やICT化の進展に対応することができる高度な知識と能力を有し、かつ、世界的規模で活躍することができる人材の育成が求められていると同時に、情報セキュリティの確保や情報モラル<sup>\*</sup>の育成などの対応が必要となっています。

## (4) 子供をめぐる状況の変化

幼児教育は、その後の人格形成の基礎を培うものであり、子供の人生にとって非常に重要なものです。一方、昨今の社会状況の変化などによる生活体験の不足などから、幼児の教育において基本的な技能などが十分に身に付いていないという課題が指摘されており、幼児教育の重要性と課題への認識が改めて高まっています。

また、子供たちの体力については、近年では運動をする子供としない子供の二極化の傾向も顕在化しています。

障害のある子供の教育については、発達障害を含めた障害のある子供の幼稚園、小・中学校、高等学校への修学希望も増加傾向にあります。

また、性的マイノリティ<sup>\*</sup>などの社会生活上様々な課題を抱えている子供への対応も求められています。

#### **(5) 地域におけるコミュニケーションの希薄化**

核家族など家族形態の変容、ライフスタイルの多様化などにより、地域の間人間関係が薄れ、地域コミュニティの弱体化、家庭・地域の教育力などの低下や、高齢者や困難を抱えた親子などの孤立も指摘されています。

また、これらの変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がいないという課題も示されています。

更なる高齢化を迎える中で、地域が豊かな生活を送ることや災害発生時等において地域で支えあうためには、地域の役割が大きくなっています。

#### **(6) 教員に求められる役割の増大**

近年、学習指導のほか、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など、学校や教員に対する多様な期待は、一方で教員の長時間勤務という形で表れ、教員に負担が掛かっていることが指摘されています。また、教育の内容や方法が変化する中で、教員自身が知識・技能を継続的に高めていく必要があります。

### Ⅲ 第2期計画の検証と今後の北本の教育課題や要点

#### 1 第2期計画の達成状況と検証

第2期計画では、「共に学び 未来を拓く 北本の教育」を基本理念に掲げ、5つの基本目標と、その基本理念に基づく28の施策を定め、様々な事業に取り組んできました。

ここでは、第2期計画の主な施策の達成目標として掲げました、令和4年度末の数値目標（指標）に対する達成状況及び検証結果を示します。

##### 基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

関連施策：施策1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善 ほか

指標	目標	達成状況	達成状況の年度
県学習状況調査の各学年の平均正答率が県平均を上回る教科の割合	100.0%	50.0%	令和3年度末

\*第3期計画では、児童生徒の学力と自立する力をさらに育成するため、義務教育9年間における学びと育ちの連続性を重視した教育や地域の教育力を活用した取組等の一層の充実化を図ります。（学校教育課）

##### 基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

関連施策：施策7 運動習慣の形成と体力向上の推進

指標	目標	達成状況	達成状況の年度
新体力テスト総合評価5ランク中上位3ランクである児童生徒の割合	87.0%	76.7%	令和3年度末

\*本市では、指標に示す目標値にまだ到達していないものの、中学校では体力に向上傾向がみられ、小学生の体力は未だ低迷傾向がみられます。このことから第3期計画でも、引き続き体力向上に向けた取組を実施します。（学校教育課）

##### 基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

関連施策：施策6 児童生徒の健康の保持増進

指標	目標	達成状況	達成状況の年度
学校給食における地場産食材の使用量	10,000 kg	10,285 kg	令和3年度末

\*学校給食における地場産食材の使用量については、令和3年度末時点で目標を達成しました。児童生徒数の影響もありますが、今後も使用料の増加を図ります。（教育総務課）



**基本目標Ⅲ** 質の高い学校教育の推進

関連施策：施策1 学校4・3・2制をはじめとした異校種間連携の推進

指標	目標	達成状況	達成状況の年度
学校4・3・2制における児童生徒の交流活動実施回数	240回/年	55/年	令和3年度

\*新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が制限される等したため、目標達成が難しい状況となりました。今後は感染症拡大防止対策を十分に講じた上で、目標達成ができるよう、各取組や運営方法について工夫し、推進していきます。(学校教育課)

関連施策：施策4 教育環境の整備充実 ほか

指標	目標	達成状況	達成状況の年度
放課後子ども教室における学童保育室との共通プログラムの実施頻度	各教室 35回/年	各教室 0回/年	令和3年度

\*新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が制限される等したため、目標達成が難しい状況となりました。今後は新しい生活様式の中で、目標達成ができるよう、各取組や運営方法について工夫していきます。(生涯学習課)

**基本目標Ⅳ** 家庭・地域の教育力の向上

関連施策：施策4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進

指標	目標	達成状況	達成状況の年度
学校応援団の年間支援活動日数 (1校平均)	180日	136日	令和3年度

\*新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの支援活動を制限せざるを得ない状況でした。今後は目標達成に向けて、支援活動内容や運営方法について工夫し、推進していきます。(学校教育課)

**基本目標Ⅴ** 生涯学習の支援

関連施策：施策1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進

指標	目標	達成状況	達成状況の年度
市民大学きたもと学苑の講座数	250講座	178講座	令和3年度末
人財情報バンク登録者数	180人	187人	令和3年度末
市役所出前講座	35件/年	18件/年	令和3年度末

\*新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が制限される等したため、目標達成が難しい状況となりました。今後は新しい生活様式の中で、目標達成ができるよう、各取組や運営方法について工夫していきます。(生涯学習課)

関連施策：施策2 学習施設の整備・運営の充実

指標	目標	達成状況	達成状況の年度
市民1人当たりの公民館年間利用回数	7.5回	4.2回	令和3年度末
市民1人当たりの図書資料年間貸出数	5.8冊	4.7冊	令和3年度末
市民1人当たりの野外活動センター年間利用回数	1.0回	0.6回	令和3年度末

\*各指標の目標達成を踏まえた上で、公民館利用については、若い方の利用を促進する事業を実施して利用増加をさらに目指し、図書資料についても、こども図書館や各図書施設の資料の充実やPRを実施し、貸出数の伸びを目指します。(生涯学習課)

基本目標VI 文化財保護の推進

関連施策：施策1 文化財保護の調査と研究

指標	目標	達成状況	達成状況の年度
保護されている指定・登録文化財件数	55件	53件	令和3年度末

\*市指定文化財数については、文化財の調査、研究に取り組んできましたが、対象となる指定文化財候補の審議と価値判断に時間がかかり、目標達成に至りませんでした。現状値を踏まえ、目標値の見直しを図るとともに、引き続き、文化財の保護と保存に向けて調査、研究を進めていきます。(文化財保護課)

関連施策：施策3 文化財保護の啓発と活用

指標	目標	達成状況	達成状況の年度
文化財学習講座及び小・中学校学習支援講座数	30講座	33講座	令和元年度末

\*小中学校学習支援講座数については、各学校での社会科授業等で学習支援を実施していますが、各学校の事情により学習支援が実施できない場合も多く、目標講座数に至りませんでした。本市の歴史や文化財にふれる貴重な学習講座であることから、各校との連携強化を図り、今後の講座数の増加に繋がる様、努めていきます。(文化財保護課)

**【参考掲載】第2期北本市教育振興基本計画の数値目標（指標）等の達成状況の推移**

基本理念「共に学び 未来を拓く 北本の教育」

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

基本目標Ⅴ 生涯学習の支援

基本目標Ⅵ 文化財保護の推進

指標	各年度末の達成状況				目標値
	平成 30年度	平成 31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
県学習状況調査の各学年の平均正答率が県平均を上回る教科の割合	50.0%	71.4%	35.7%	50%	100.0%
新体力テスト総合評価5ランク中上位3ランクである児童生徒の割合	82.3%	78.6%	-	76.7%	87.00%
学校給食における地場産食材の使用量	7,573 kg	8,227 kg	9,067 kg	10,285 kg	10,000 kg
放課後子ども教室における学童保育室との共通プログラムの実施頻度	各教室 6回/年	各教室 8回/年	各教室 0回/年	各教室 0回/年	各教室 35回/年
学校4・3・2制における児童生徒の交流活動実施回数	197回/年	204回/年	18回/年	55回/年	240回/年
学校応援団の年間支援活動日数（1校平均）	128日	185日	117日	135日	180日
市民大学きたもと学苑の講座数	223講座	238講座	90講座	178講座	250講座
人財情報バンク登録者数	157人	168人	184人	187人	180人
市役所出前講座	23件/年	25件/年	6件/年	18件/年	35件/年
市民1人当たりの公民館年間利用回数	7.2回	6.4回	2.8回	4.2回	7.5回
市民1人当たりの図書資料年間貸出点数	5.5冊	5.0冊	4.0冊	4.7冊	5.8冊
市民1人当たりの野外活動センター年間利用回数	0.9回	0.9回	0.4回	0.6回	1.0回
保護されている指定・登録文化財件数	53件	53件	53件	53件	55件
文化財学習講座及び小・中学校学習支援講座数	32講座	33講座	8講座	17講座	30講座

\*新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各種事業が中止となったことから、指標に影響が出ていますのでご了承ください。

## 2 今後の北本の教育課題や要点

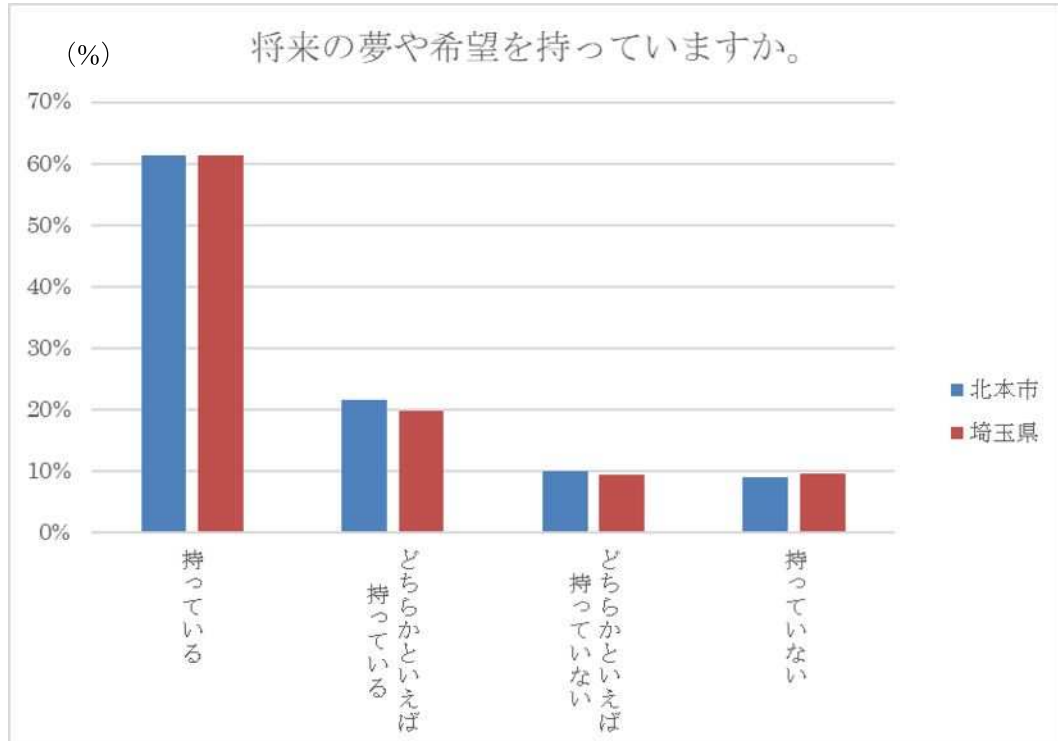
教育を取り巻く社会の動向や第1期、2期計画の検証結果などから、今後の北本市の教育課題や教育施策を展開していく上での要点として、(1) 確かな学力と自立する力、(2) 心や体、(3) 学校の教育活動、(4) 家庭や地域の教育、(5) 生涯学習、(6) 文化財保護 の6つに大きく整理することができます。

### (1) 確かな学力と自立する力について

#### ■ 生きる力の育成

変化が激しい現代の社会において、将来を予測することはますます困難なものとなっています。これからの社会を担っていく子供たちが、幸福な生涯を実現していくためには、夢や志を持ち、学びをとおして人生を切り拓き、社会の中で役割を果たすことのできる人へ育成していくことが求められています。

そのためには基礎的な知識・技能の確実な習得と、それらを活用して問題を解決する能力や豊かな人間性、たくましく生き抜くための健康・体力、つまり「生きる力」の育成が引き続き必要です。

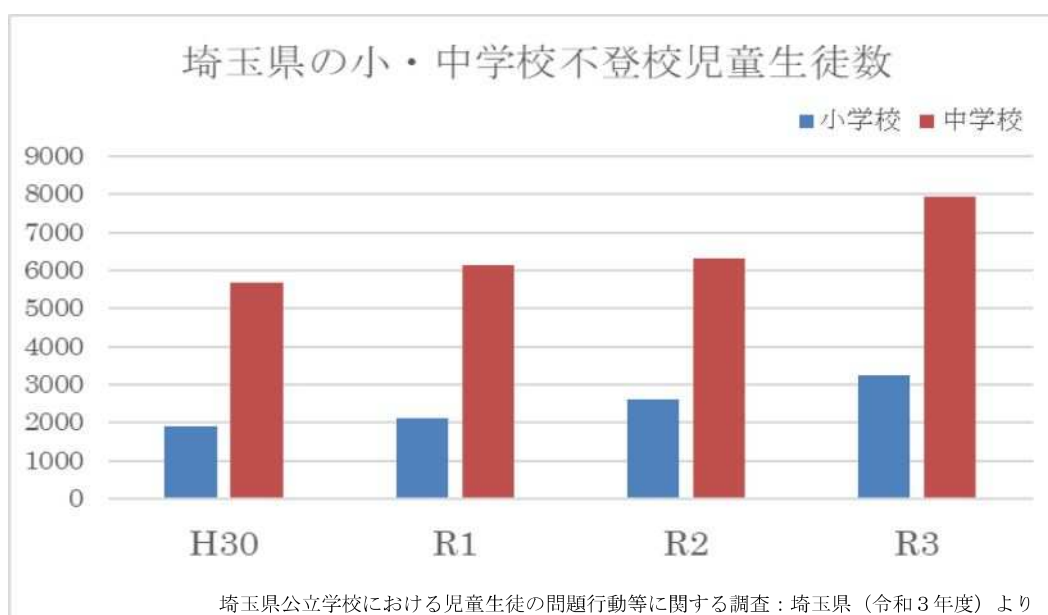
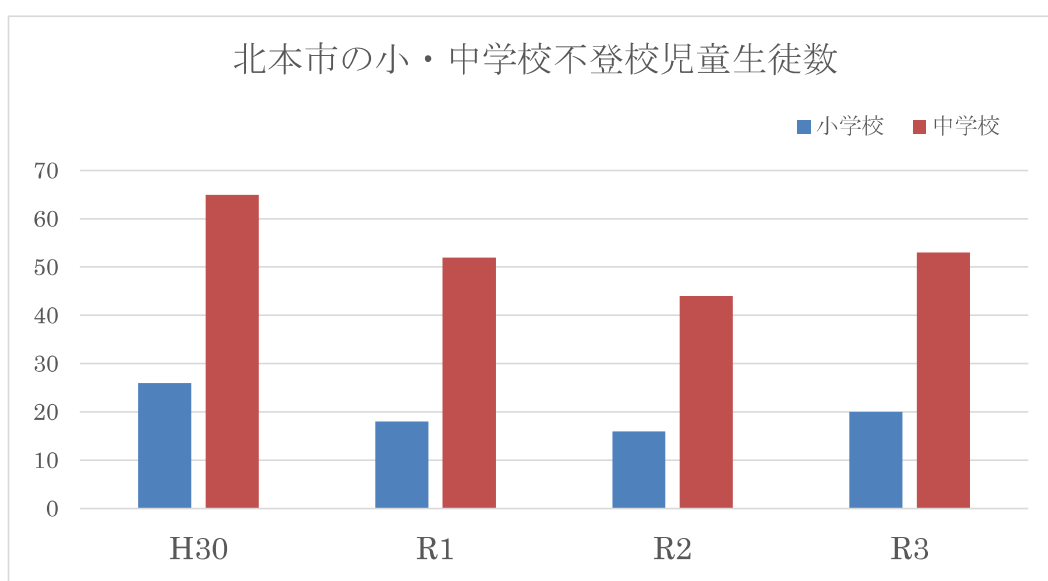


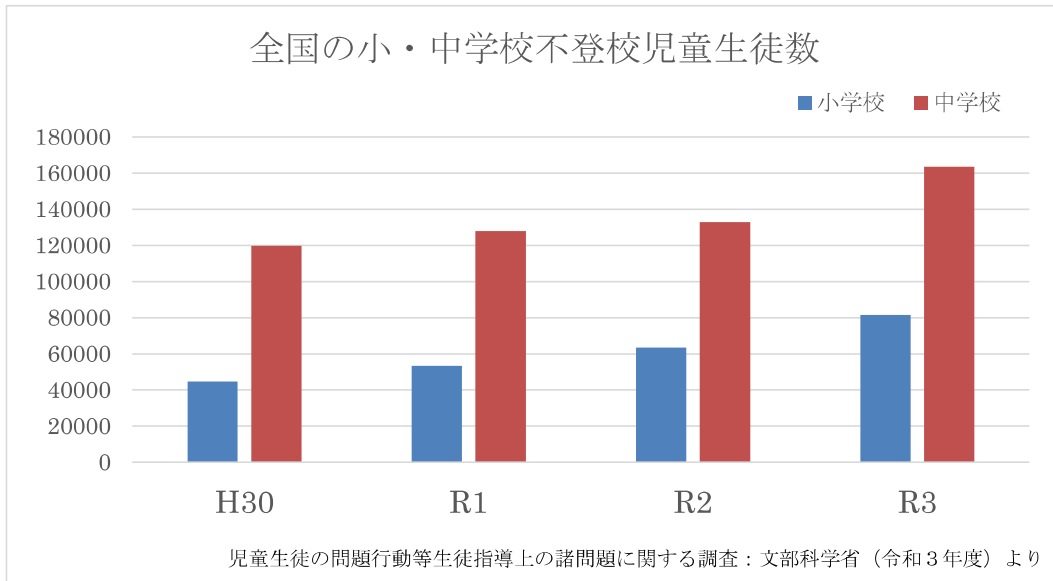
## (2) 心や体について

### ■ 不登校の解消\*

不登校により、児童生徒の「確かな学力」や「体力」、「社会性（人間関係）」を身に付ける機会は少なくなります。また、不登校は、将来の引きこもりやニートなどの増大にもつながることが懸念されます。

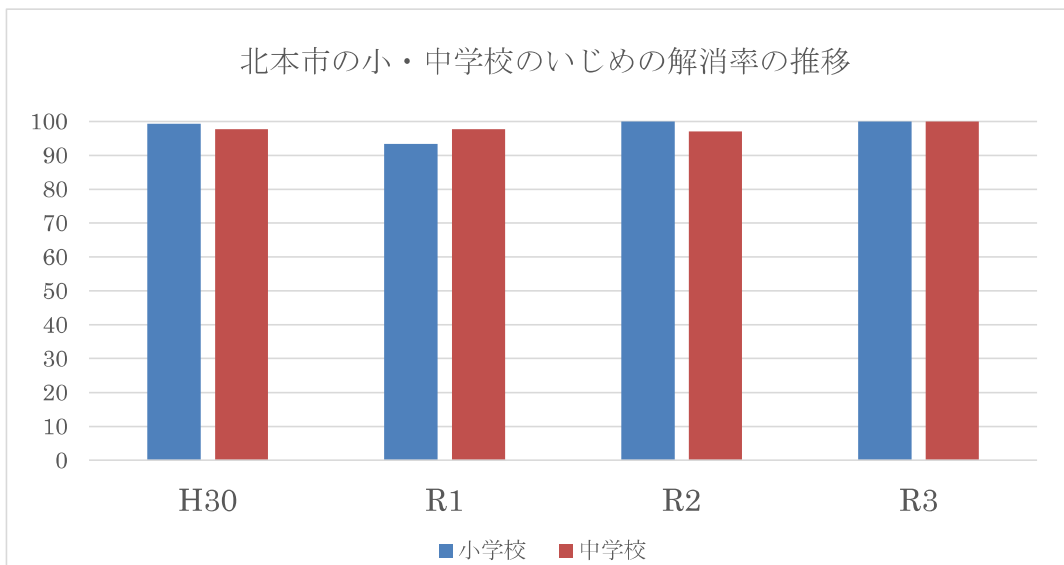
北本市の不登校児童生徒数は、ここ数年増加しており、特に中学校における不登校の解消について、引き続き大きな課題と考えられます。





## ■ いじめの解消

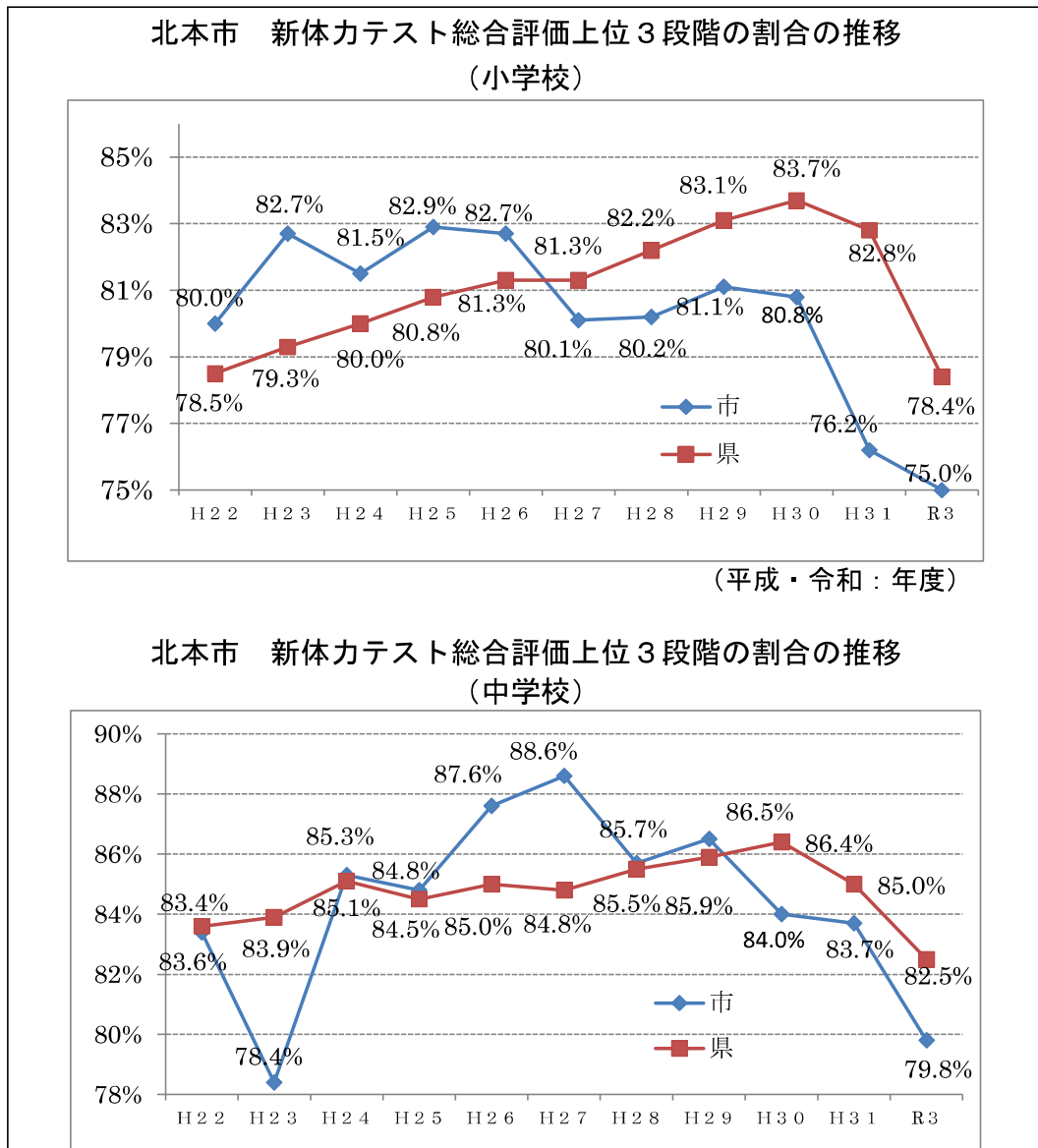
被害者を一方的に苦しめる「いじめ」は本市において、ここ数年は解消率100%<sup>\*</sup>で推移していますが、どの学校でも起こりうることを認識した上で積極的に認知し、「いじめの解消率」を100%とするため、早期対応に努めることが重要です。近年は、スマートフォンなどの普及に伴い、児童生徒の所持率も高まる傾向にあるため、ネットいじめなど、加害者が特定できないケースの発生の増加が引き続き懸念されます。



## ■ 児童生徒の体力の向上

北本市の児童生徒たちは第1期計画の取組により、体力の低下傾向に歯止めがかかり、平成29年度の新体力テストでは、総合評価5段階中3段階以上（A～C）の児童生徒が、小学校で81.1%・中学校で86.5%となるなど、体力的に良好な状態を維持していました。近年では、全国的に運動の二極化が課題となり、北本市の児童生徒も同様の傾向が見られ、児童生徒の体力は低下傾向にあります。

人間の活動の源であり、生涯にわたり明るく健康な生活を営む上でも、物事に取り組む意欲や気力など、精神面の充実にも深くかかわっている体力を、引き続き向上させることが重要です。



### (3) 学校の教育活動について

#### ■ 学校運営の改善

学校の様々な課題解決のために、教職員一人一人が学校運営に参画し、組織的な体制を強化することが必要です。また、保護者や地域に対して、開かれた学校づくりを進めるために、学校において自己評価を行うとともに、保護者や地域住民などによる学校関係者評価<sup>\*</sup>を実施し、その結果を公表して、学校運営の改善を図ることが重要です。

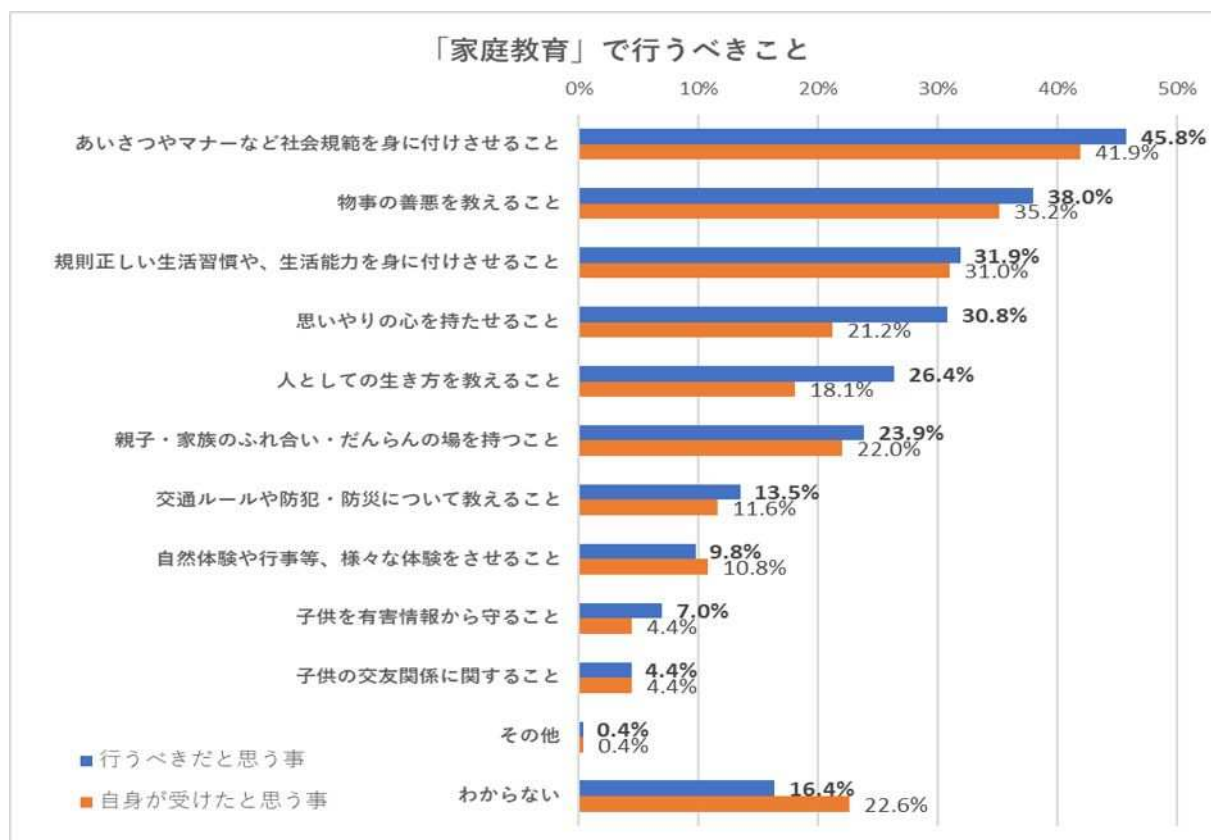


#### (4) 家庭や地域の教育について

##### ■ 家庭・地域の教育力の向上

近年、地域社会の連携力が低下し、近隣との関係が希薄になってきているといわれています。北本市では、コミュニティ活動をはじめ、地域での教育に関する事業やPTAと協働した家庭教育学級<sup>\*</sup>が行われていますが、その活動をとおして、豊かな人間関係を構築していくことが大切です。

今後も、人と人のつながりや学校・家庭・地域の結び付きを重要視し、家庭、地域の教育力をより高めていくためには、これまでの事業の実施・運営方法について、さらに工夫していく必要があります。



令和3年度文部科学省による委託事業

「令和3年度家庭教育の総合的推進に関する調査研究～『家庭教育』に関する国民の意識調査～」  
調査結果報告書より

## (5) 生涯学習について

### ■ 生涯学習の推進

北本市では、「生涯の、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、ボランティア活動等で社会に還元できるような生涯学習社会の実現を目指す」ことを市民と行政の共通認識とし、学校教育、家庭教育、社会教育など生涯を通じた幅広い学習機会と場を提供できるような体制づくりを推進しています。

今後は、趣味的な学習とともに、環境、福祉、地域など現代的課題の学習、リカレント教育<sup>\*</sup>を体系的・総合的に行えるような学習プログラム等の整備が必要です。

また、埼玉県<sup>\*</sup>の統計によると、約26%の方が過去1年間に生涯学習活動をしなかったと回答しています。このため、生涯学習をできる環境を整えることも重要な課題です。

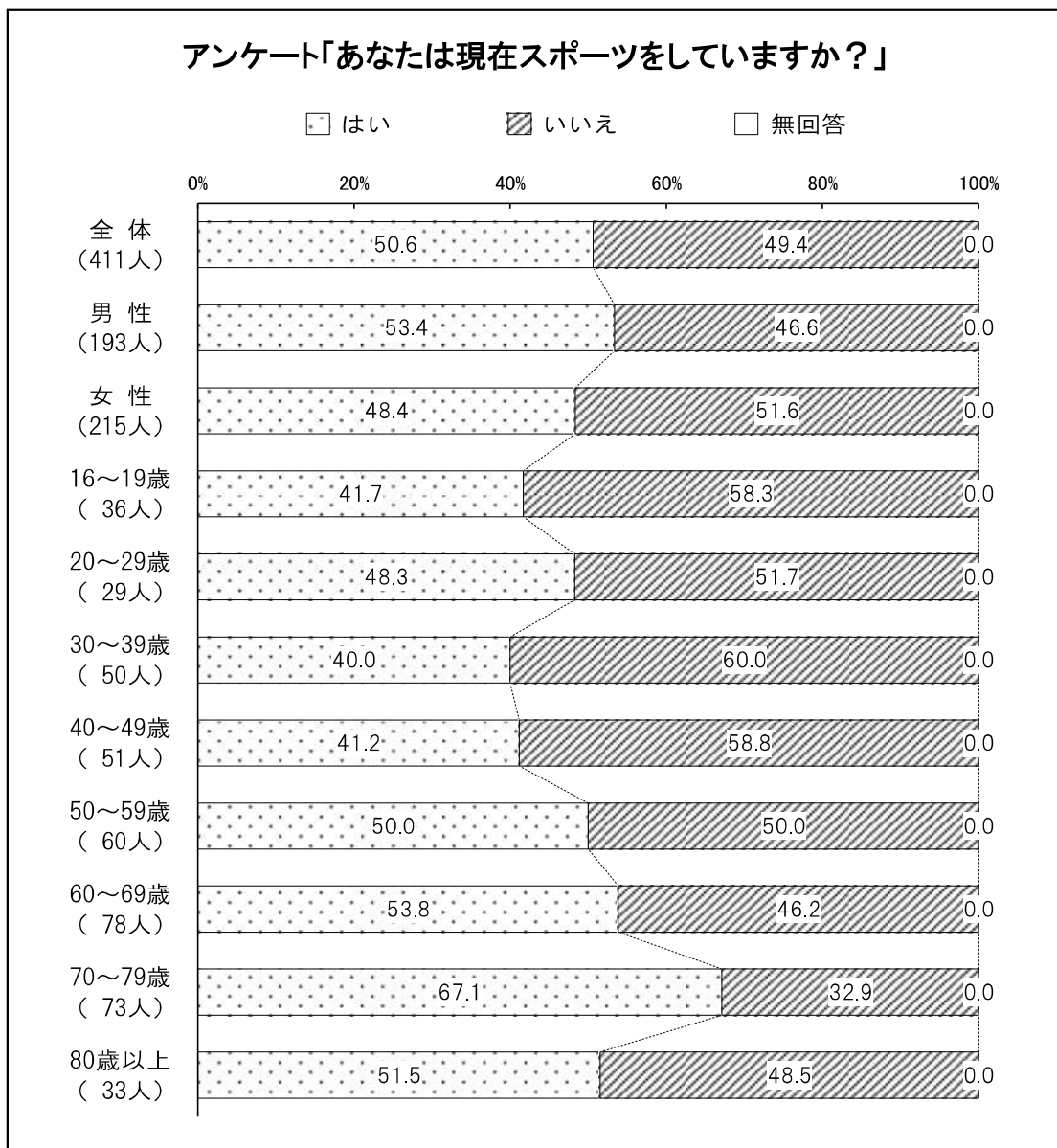


埼玉県県政サポーターアンケート（令和4年3月）より

## ■ スポーツ活動への支援

スポーツは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとされていますが、スポーツやレクリエーション活動に関するアンケートでは、「仕事や家事・育児等が忙しい」「近くに施設や場所がない」「費用がかかる」という理由で、北本市における運動やスポーツの実施率は50%を程度となっています。特に、30～40歳代の運動離れが顕著です。

市民が自らの年齢、興味、目的に応じてスポーツ活動に親しめるよう、多様化した課題やニーズに対して積極的、かつ、総合的に取り組む必要があります。



第2期北本市スポーツ推進計画策定に係るアンケート調査（令和4年3月）より

## (6) 文化財保護について

### ■ 文化財保護の推進

文化財保護の推進につきましては、市内に残る歴史遺産の保護と文化財の散逸を防ぐために適切な保存・収集を図るとともに、活用の推進、啓発が求められています。このため、重要遺跡の調査・研究を進めるとともに、文化財保護施設の整備を推進し、文化財にかかわる情報発信に努める必要があります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、小・中学生の社会科学習支援や文化財保護活動への参加をはじめ、市民への歴史講座などへの支援を行います  
また、文化財の普及、保護意識の啓発を推進します。

## IV 北本の教育の基本的な考え方

### 1 基本理念

教育基本法において、教育は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」（第1条）と示されています。

先行きが不透明な社会の中で、北本の子供たちが夢と志を持ち、困難な時代を乗り越えるため、基礎的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して、自らの人生を切り拓き、たくましく生きるための力をはぐくみ、豊かな人間関係を築きながら、幸福な生涯を実現するとともに、北本市の将来を担い、社会の中で役割を果たすことのできる人材を育成するため、教育は重要な使命を担っています。

この使命を果たすため、平成25年2月に策定しました、第1期及び第2期北本市教育振興基本計画では、本市の教育行政を進めていく上での基本理念として、「共に学び未来を拓く 北本の教育」を掲げて、計画を推進してまいりました。

第3期計画においても、色あせることのない次の基本理念を継承してまいります。

## 共に学び 未来を拓く 北本の教育

### 【計画策定の趣旨】

- 中期的な視点に立って、教育に関する課題を解決するとともに、未来を積極的に切り拓いていく人間を育成する観点から策定します。
- 教育基本法に基づく、北本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定します。
- 第1期及び2期北本市教育振興基本計画の理念を継承しつつ、見直し等を図り、今後5年間に取り組む基本目標と施策の体系を示します。

## 2 基本目標

### I 確かな学力と自立する力の育成

主体的で対話的な深い学び（いわゆるアクティブ・ラーニング<sup>\*</sup>）の視点から、指導方法の工夫・改善を行うことにより、児童生徒の学習過程を質的に高めます。

また、時代や社会の変化に対応した教育、義務教育9年間における学びと育ちの連続性を重視した教育及び進路指導・キャリア教育<sup>\*</sup>を推進することにより、児童生徒の「生きる力」をはぐくみ、一人一人の自己実現を支援します。

さらに、地域の特色及び様々な専門家にふれる事業を推進することにより、児童生徒の豊かな感性をはぐくむとともに、特別な教育的支援を必要とする子供たちへの支援、指導体制等の整備を推進します。

### II 豊かな心と健やかな体の育成

幅広い世代において多様性を認め合う心、相手を思いやる心など、人権を尊重する意識を育て、差別のない社会を目指すため、人権啓発の推進を図ります。

学校においても、こうした他人を思いやる心や公共の精神<sup>\*</sup>を養うため、心の教育やボランティア・福祉教育の充実を図るとともに、いじめや不登校<sup>\*</sup>、暴力行為などの問題解決に積極的に取り組みます。また、児童生徒の健康の保持増進、体力向上などを図るとともに、交通安全や防災などの安全教育の推進に努めます。

### III 質の高い学校教育の推進

安全で快適な教育環境の整備を推進するとともに、各小・中学校の積極的な情報発信や学校運営協議会の開催等により、地域に開かれた魅力ある学校づくり、信頼される学校づくりを目指します。

また、教職員の働き方改革に取り組むとともに、研修の充実や適正な人事配置、人事評価制度の活用等により、一人一人の教職員の資質や総合的な学校力の向上を図ります。

さらに、幼稚園・認定こども園・保育園・小学校の連携、小・中学校の連携や小中一貫教育を推進し、子供たちの幼児期から義務教育9年間を見通した教育活動を行います。

### IV 家庭・地域の教育力の向上

子供たちに基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心等を養うため、家庭教育に関する学習機会の充実やPTA活動を推進するとともに、地域の教育推進体制の充実を図ります。

また、こども図書館等を活用して、親子で読書に親しむ機会を提供するなど、子供

の読書活動を推進します。

さらに、地域活動室の事業と学校応援団の活動の推進をとおして地域との絆を深め、地域の教育力の向上を図ります。

## V 生涯学習とスポーツの振興

市民が生涯を通じて学習することができ、学習した成果が適切に評価され、社会に還元されるような生涯学習による生涯学習のまちづくりの実現を推進するとともに、生涯学習の活動の拠点となる学習施設の整備・運営の充実に努めます。

また、市民がそれぞれの体力や年齢、興味・関心に応じて、主体的にスポーツ活動に取り組むことができるよう、県や関係団体等と連携して、機会の創出や情報の提供に努めます。

さらに、文化芸術活動の支援や発表の場の提供をとおして、市民の文化芸術活動を推進します。

## VI 文化財保護の推進

北本で長く培われてきた歴史・伝統・文化への理解を深め、次の世代に守り伝えるため、貴重な文化財の調査・保存を進めるとともに、郷土芸能の保存と振興に努めます。

また、文化財への理解を深め、これを活用するため、文化財の情報の発信と啓発事業の充実に努めます。